

○上天草市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成17年5月17日規則第15号

改正

平成24年12月27日規則第26号

上天草市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、上天草市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、4月10日までに議長を經由の上、市長に対し、政務活動費交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。ただし、条例第3条第3項に規定する政務活動費にあつては、新たに議員となった日の属する月の翌月の10日（その日が基準日に当たる場合は、その日の属する月の10日）とする。

(交付決定)

第3条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった議員について交付すべき年度分の政務活動費の額を決定し、当該議員に政務活動費交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 議員は、前条に規定する交付の決定を受けたときは、4月20日までに市長に対し政務活動費交付請求書（様式第3号）を提出するものとする。ただし、条例第3条第3項に規定する政務活動費にあつては、新たに議員となった日の属する月の翌月の20日（その日が基準日に当たる場合は、その日の属する月の20日）とする。

(収支報告書等の写しの送付)

第5条 議長は、条例第6条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の収支について会計帳簿を調整し、その内訳を明確にするとともに、領収書、当該支出の事実を証する書類その他の証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成17年5月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の属する年度においては、第2条及び第4条の規定にかかわらず、第2条第1項中「4月10日」とあるのは「5月20日」と、第4条中「4月20日」とあるのは「5月30日」とする。

附 則 (平成24年12月27日規則第26号)

(施行期日)

- 1 この規則は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条本文の政令で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の上天草市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に市長に提出する政務活動費交付申請書、政務活動費交付請求書及び市長が通知する政務活動費交付決定通知書について適用し、この規則の施行の日前にこの規則による改正前の上天草市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定により市長に提出した政務調査費交付申請書、政務調査費交付請求書及び市長が通知した政務調査費交付決定通知書については、なお従前の例による。

様式第1号 (第2条関係)

年 月 日

上天草市長 様
(上天草市議会議長経由)

議員名 印

政務活動費交付申請書

上天草市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条の規定により、下記のとおり申請します。

記

交付申請額 (年度分) 金 円

内訳

月分× 万円 = 円

(年 月から 年 月まで)

第 号
年 月 日

様

上天草市長

印

政務活動費交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました政務活動費の交付について下記のとおり決定しましたので、上天草市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条の規定により通知します。

記

年度政務活動費交付決定額（年額） 金 円

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

上天草市長 様

議員名 印

年度政務活動費交付請求書

上天草市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

金 円